

社会福祉連携推進法人等について

令和5年11月
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
課長補佐 佐藤 清和

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の主な内容

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

我が国の社会の人口動態を見ると、2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、その増加が緩やかになる。また、大都市とその郊外では高齢者が増加する傾向にある一方で、地方では高齢者が増加せず、減少に転じる地域もみられる。さらに、担い手となる生産年齢人口の減少が2025年以降加速する。こうした人口動態の変化に加え、血縁、地縁、社縁といった共同体の機能の脆弱化といった社会構造の変化が起きており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化してきている。

このため、社会福祉法人が、法人の自主的な判断のもと、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供を可能とし、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、複雑化、多様化する福祉ニーズに対応する観点から、住民に身近な圏域で様々な地域づくりの活動に参画する非営利セクターの中核として、福祉分野での専門性を生かし、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進められるようにするため、円滑に連携・協働化しやすい環境整備を図っていくべき。

○ 社会福祉法人の連携・協働化の方法

① 社会福祉協議会による連携や社会福祉法人の法人間連携

- ・ 社会福祉協議会の役割に鑑み、社会福祉法人の連携の中核として、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要である。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、法人間連携を引き続き推進すべきである。

② 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度の創設

- ・ 法人間連携の枠組みとして、社会福祉協議会を通じた連携や合併・事業譲渡があり、これらの方策についても活用できる環境の整備が重要であるが、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人制度により、既存の方策の中間的な選択肢の創設を図るべきである。

③ 希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

- ・ 所轄庁が合併等の手続への知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦労したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定を進めるべきである。
- ・ 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、会計専門家による検討会で整理を進めるべきである。

○ 連携・協働化に向けた今後の課題

- ・ 今後、福祉サービスの質の向上のためには、本報告書で提言した手法が実際に機能するよう、厚生労働省が関係団体と協力して取り組む必要がある。
- ・ 現行の社会福祉法人の資金等の取扱いについて、法人本部の運営に要する経費に充当できる範囲を拡大するべきとの意見や、法人内の1年以上の貸付を認めるべきとの意見があり、この点については厚生労働省において、必要性、実施可能性も含めた検討を行うべきである。

社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの概要

事業展開の種類と期待される効果

事業展開の基本的な考え方			
社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき			
事業展開全体の効果	事業展開の種類と各々の効果		
	法人間連携	合併	事業譲渡等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応 ○ 一人では対応が難しい課題への対応（外国人材の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営基盤の強化、事業効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性や継続性が向上等 ・ スケールメリットによる資材調達などのコスト削減 ○ サービスの質の向上、組織活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上 ・ 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成 ○ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上 ・ 外部講師招へい、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併の効果に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続 ・ 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等

合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点

合併、事業譲渡等に共通する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人所轄庁等への事前相談 ○ 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進 ○ 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談 		
	合併	事業譲渡等
主な手続き	社会福祉法に規定される手続 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事会、評議員会における合併契約の決議 ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等 ③ 合併の法人所轄庁の認可 ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告 ⑤ 登記手続 ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を譲受ける法人 譲受ける事業について新規の許認可等の手続き ○ 事業を譲渡す法人 事業廃止などの各種手続き ○ 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成 ○ 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づく手続きにより規定された基準を厳守 ○ 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の譲渡は、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施 ○ 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者（評議員、理事、監事、職員など）となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意 ○ 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剰余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消（納付義務） ○ 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還（納付義務）

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

衆議院可決 : 令和2年5月26日
参議院可決・成立 : 令和2年6月5日
公布 : 令和2年6月12日

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会: 子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日 (ただし、3②は令和3年10月1日、3③及び4③は令和2年6月12日、5は令和4年4月1日)

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

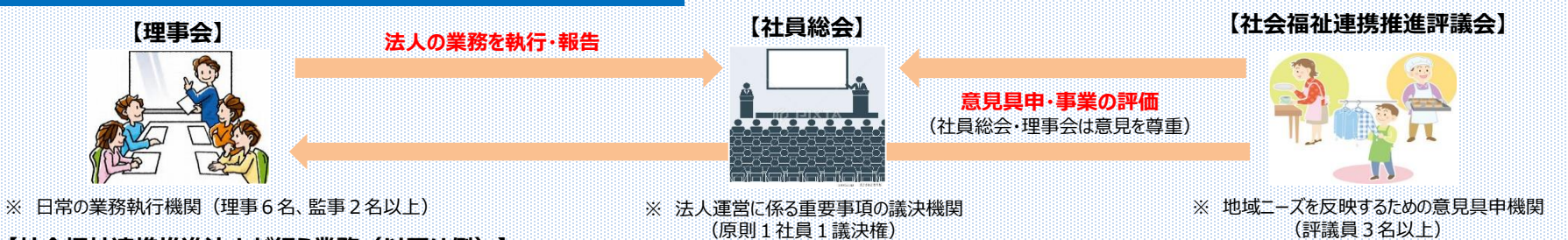
		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
社会福祉連携推進法人		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➢ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➢ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➢ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とすることなどを定款に定めることが望ましい) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 限定なし(活動区域は指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡		<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更に伴うため合意形成に時間を要する。(合併は年間10件程度) 	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による









社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**
- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
⇒ **社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



【社会福祉連携推進法人が行う業務（以下は例）】

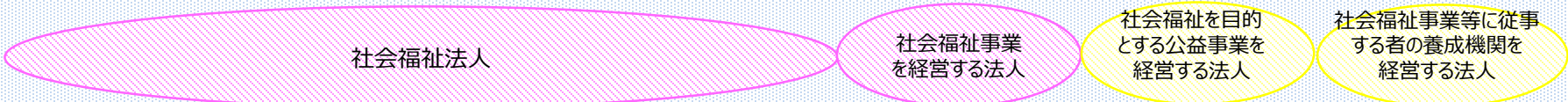
①地域福祉支援業務 ・ 地域貢献事業の企画・立案 ・ 地域ニーズ調査の実施 ・ 事業実施に向けたノウハウ提供 	②災害時支援業務 ・ 応急物資の備蓄・提供 ・ 被災施設利用者の移送 ・ 避難訓練 ・ BCP策定支援 	③経営支援業務 ・ 経営コンサルティング ・ 財務状況の分析・助言 ・ 事務処理代行 	④貸付業務 ・ 社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け 	⑤人材確保等業務 ・ 採用・募集の共同実施 ・ 人事交流の調整 ・ 研修の共同実施 ・ 現場実習等の調整 	⑥物資等供給業務 ・ 紙おむつやマスク等の物資の一括調達 ・ 給食の供給 
---	---	---	--	--	--

会費等の支払・社員総会での議決権行使

業務を通じて個々の社員の経営を支援

【社員として参画できる法人の範囲】

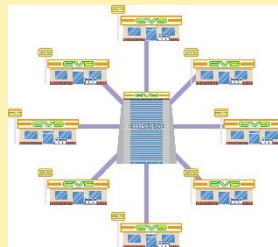
※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



認定・指導監督
 認定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか）

社会福祉連携推進法人設立による効果

① 複数法人が共同で一定の業務を行うことによる
スケールメリットの導入、経営コストの縮減



② 複数法人が負担する会費等で運営される
事務体制のシェアリング



⑥ 「地域における公益的な取組」の共同実施等による
地域に不足するサービス資源の創出



地域福祉の一層の推進

個々の社員（社会福祉法人等）の
経営基盤強化

③ 連携推進法人としてのブランディングによる
地域住民・求職者への訴求力強化



⑤ 相談窓口間のリファー、空き定員の紹介等
他法人が保有するサービス資源の共有

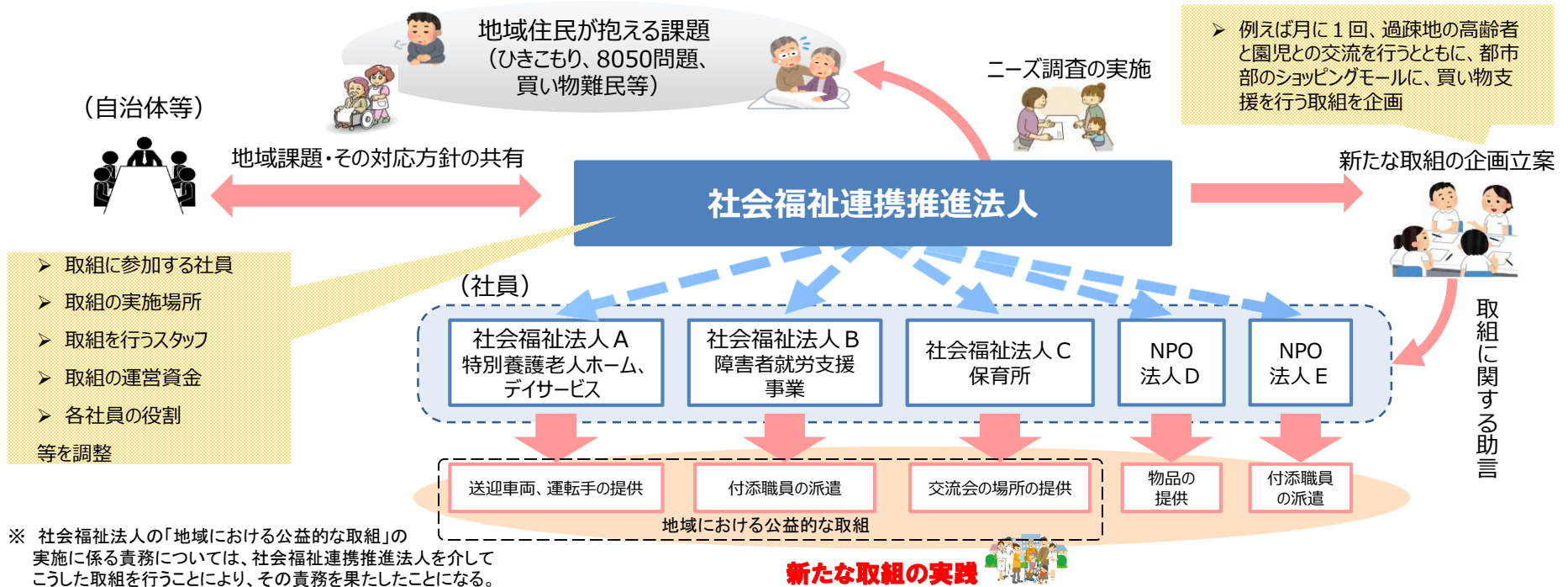


④ サービス手法、人材育成、新規事業所
開設等、他法人のノウハウの共有



① 地域福祉支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同で行うための支援」は、
- ・ **地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施**
 - ・ **ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供**
 - ・ **取組の実施状況の把握・分析**
 - ・ **地域住民に対する取組の周知・広報**
 - ・ **社員が地域の他の機関と協働を図るための調整**
- 等の業務が該当する。



社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

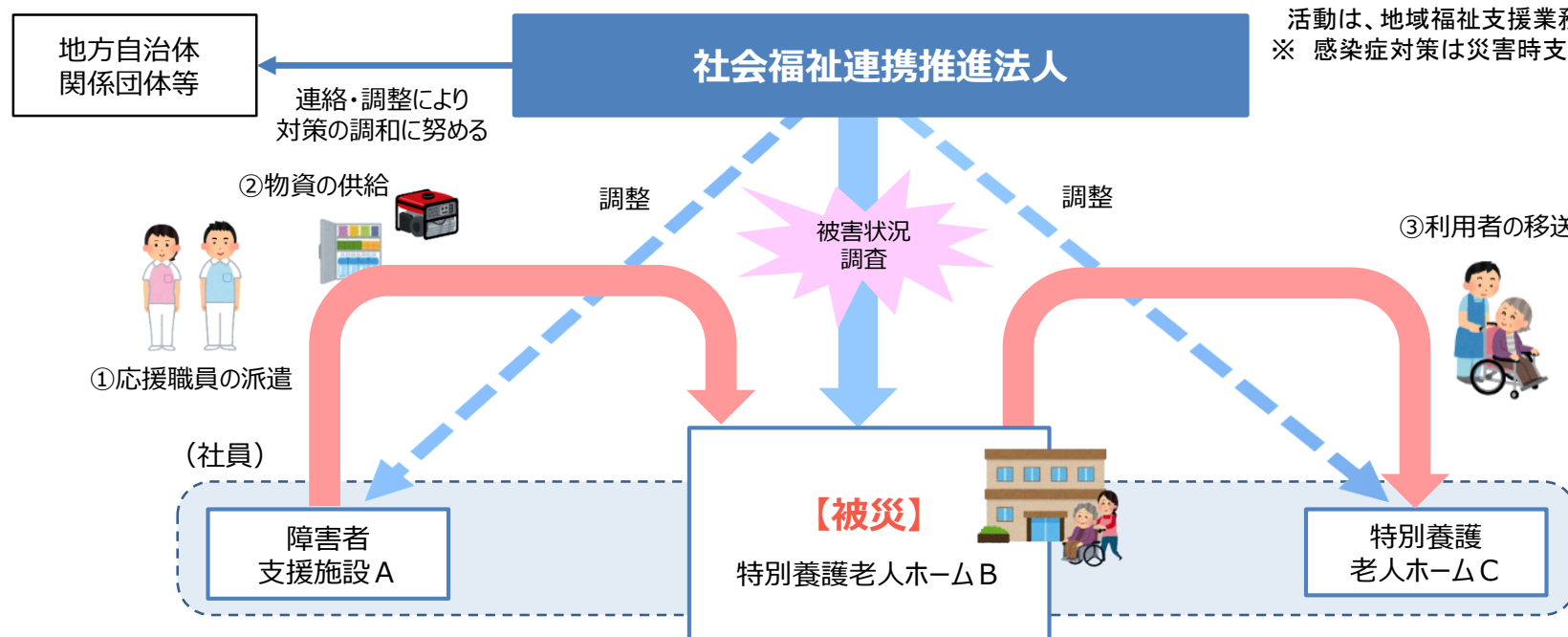
- ※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。
- ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
- イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること
- ※ 上記に該当する場合であっても、社員である法人の経営に影響を及ぼすことのないよう、社会福祉連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しないものとする。

② 災害時支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、

- ・ **ニーズの事前把握**
- ・ **BCPの策定や避難訓練の実施**
- ・ **被災施設に対する被害状況調査の実施**
- ・ **被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供**
- ・ **被災施設の利用者の他施設への移送の調整**
- ・ **被災施設で不足する人材の応援派遣の調整**
- ・ **地方自治体との連絡・調整**

等の業務(※)が該当する。

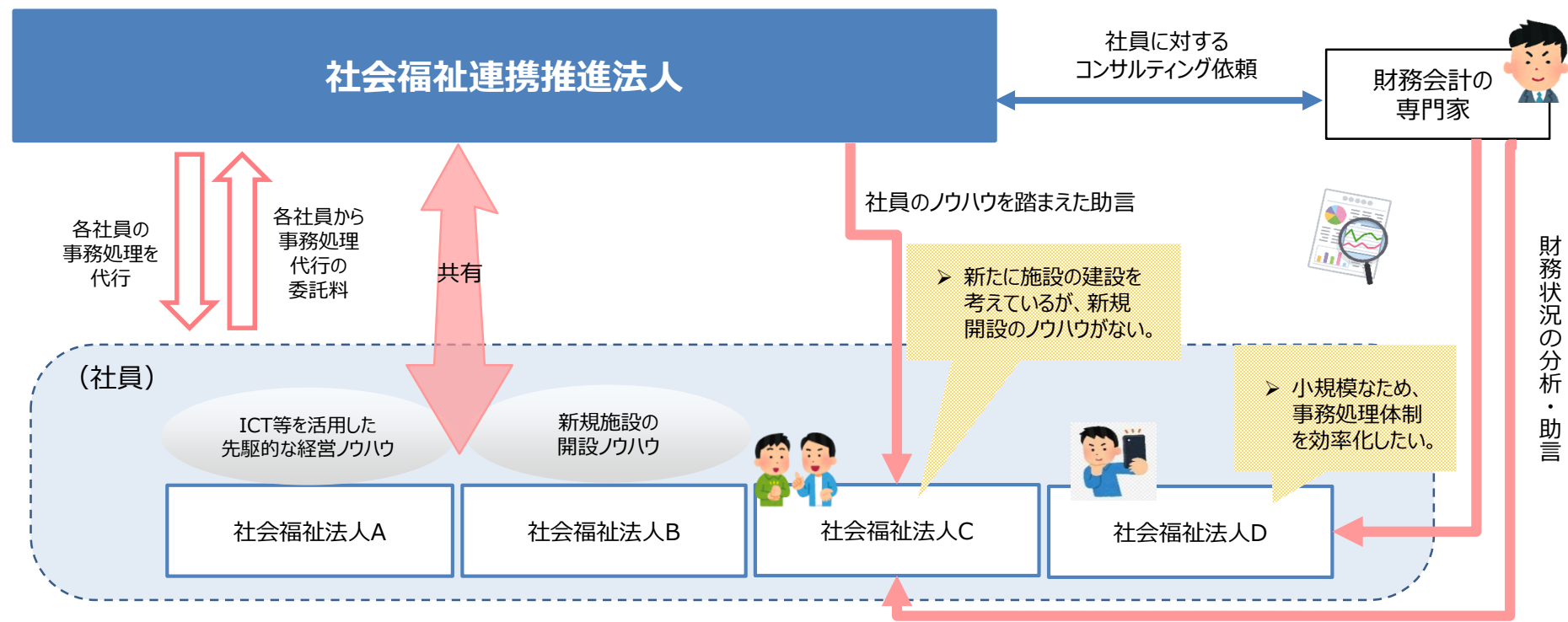


※ 社員ではない地域の被災者に対する支援活動は、地域福祉支援業務として行う。
※ 感染症対策は災害時支援業務に該当する。

福祉サービス利用者の安心・安全確保、災害時の事業継続の強化に繋がる

③ 経営支援業務のイメージ

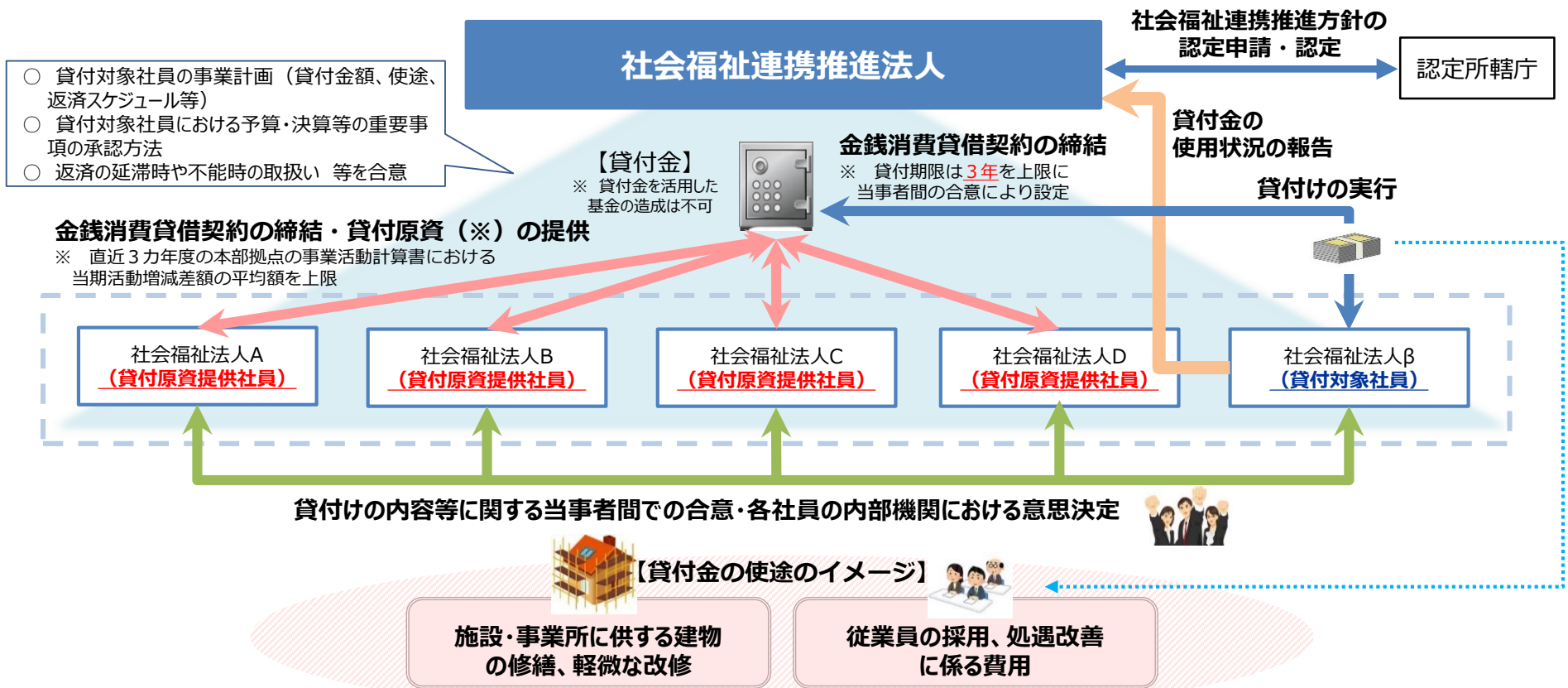
- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、
- ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
 - ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
 - ・ 社員の財務状況の分析・助言
 - ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
 - ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行
- 等の業務が該当する。



福祉サービス事業者の経営の安定確保が期待

④ 貸付業務のイメージ

- 貸付業務は、貸付けを受ける社員以外の社会福祉法人である社員から社会福祉連携推進法人に対して受けた貸付けを原資とし、社会福祉法人である社員に対して行う。
- 貸付業務を行う場合、社会福祉連携推進法人と各社員で合意した貸付けの内容を反映した社会福祉連携推進方針について、高利でない適正な利率が設定されていることや、担保や保証人の設定が必要に応じて適切に行われていること等を確認し、認定所轄庁が認定することが必要。
- 貸付けの実行に当たっては、社会福祉連携推進法人と各社員との間で金銭消費貸借契約を締結する。なお、貸付対象社員は、貸付けを受けた年度から、当該貸付金の返済が完了するまでの間、予算の決定等について、社会福祉連携推進法人の承認を受ける必要がある。

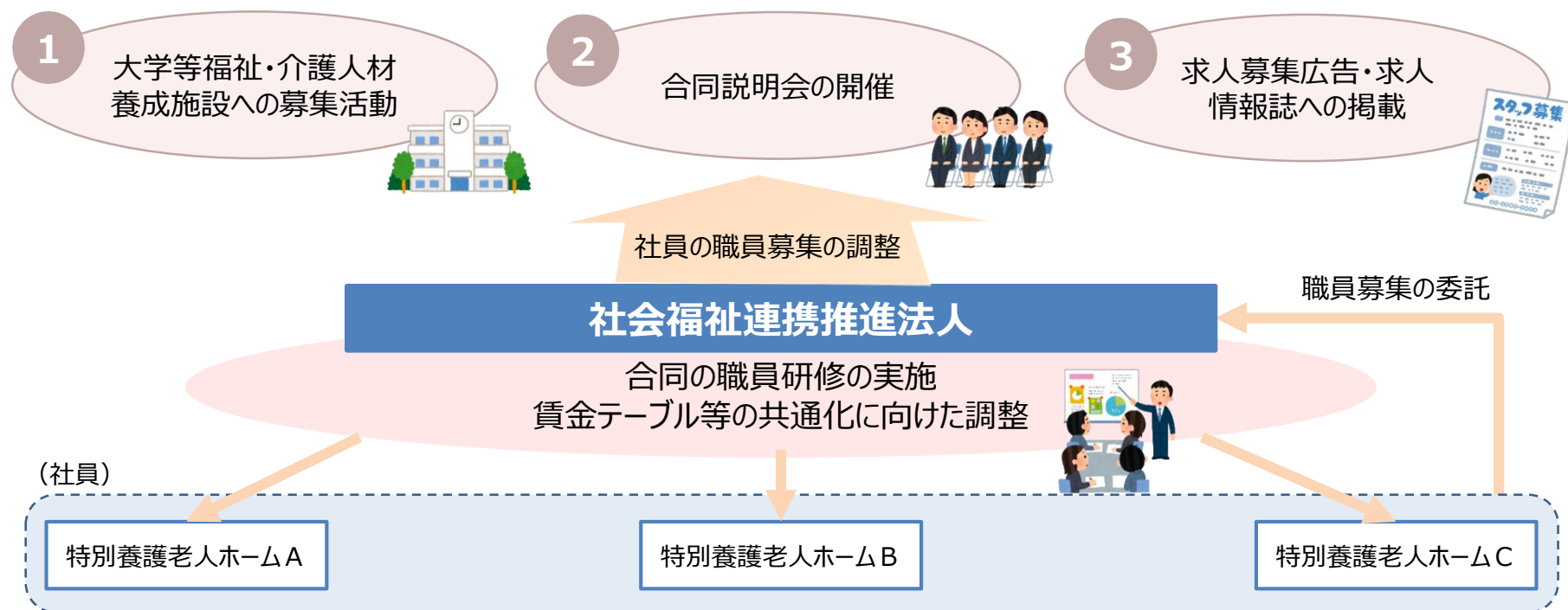


民間金融機関による融資や独立行政法人福祉医療機構等による政策融資の補完的な役割を担う

⑤ 人材確保等業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修」は、
- ・ 社員合同での採用募集
 - ・ 出向等社員間の人事交流の調整
 - ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
 - ・ 社員の施設における職場体験、現場実習等の調整
 - ・ 社員合同での研修の実施
 - ・ 社員の施設における外国人材の受け入れ支援
- 等の業務(※)が該当する。

※介護職種に係る技能実習の監理団体については、経営支援業務として行う。



学生等求職者への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

⑥ 物資等供給業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、
- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
 - ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
 - ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
 - ・ 社員の施設で提供される給食の供給
- 等の業務が該当する。



設備・物資の大量購入による調達コストの縮減が期待

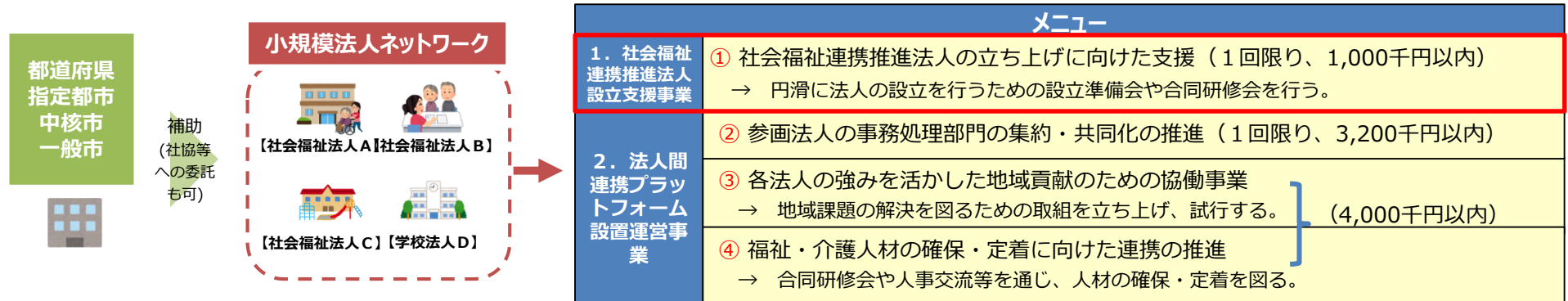
小規模法人のネットワーク化による協働推進事業（平成30年度～）

令和5年度当初予算額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

1 事業の目的

- 本事業は、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する事業である。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。
- 令和4年度予算からメニュー化された「社会福祉連携推進法人設立支援事業」とあわせ、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム



- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）（定額補助）

「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」について

概要

【令和5年度予算】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

- 社会福祉連携推進法人の立ち上げに当たっては、事前に参加予定の法人の課題の把握と行う事務・会費の検討等を行い、社会福祉連携推進方針を策定することとなる。本補助金において、希望するグループが円滑に法人の設立を行うため、設立前に法人間で行う設立準備会や合同研修会、地域リサーチ経費等の設立に要する経費について補助するもの。

実施主体

都道府県、指定都市、中核市、一般市

補助対象

社会福祉連携推進法人の設立が見込まれる社会福祉法人等のグループ

補助基準額

1の連携推進法人につき1回に限り、1,000千円以内



施策名： 社会福祉法人の生産性向上に対する支援

令和5年度補正予算案 75百万円

社会・援護局福祉基盤課
(内線2220、2871)

① 施策の目的

社会福祉法人の生産性向上(職員の採用・募集の共同実施、物資の一括調達など)を推進するため、経営の大規模・協働化に資する社会福祉連携推進法人の設立を一層促進する。

② 対策の柱との関係

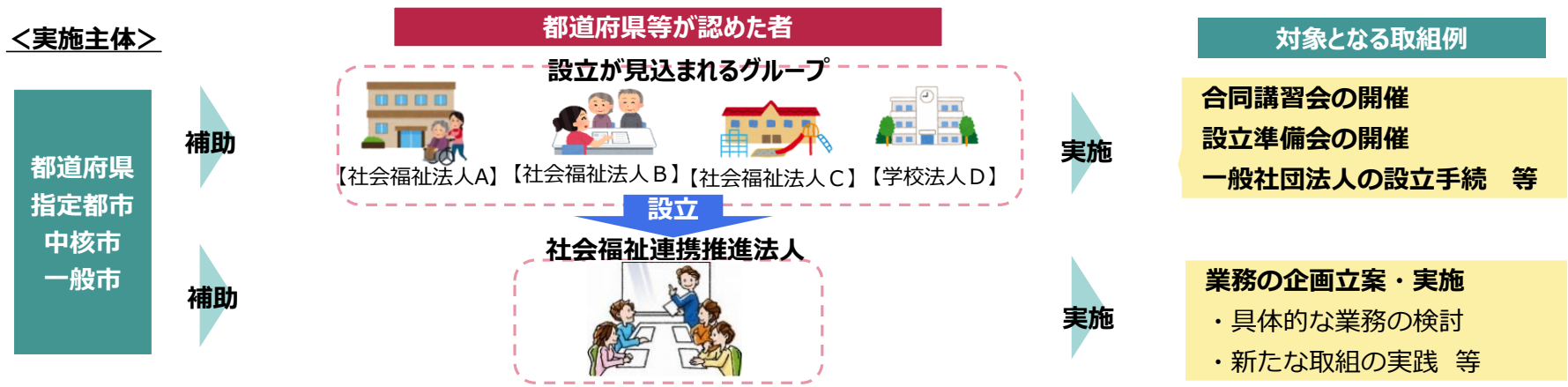
I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

一般社団法人の設立手続等の社会福祉連携推進法人の設立に向けた準備及び設立後における社会福祉連携推進業務の企画立案・実施(具体的な業務の検討・実施。)の支援を強化する。
(1回限り、定額補助：100万円以内(現行)→250万円以内に拡充。)

④ 施策のスキーム

○ 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市(特別区含む)(定額補助)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援を行うことにより、社会福祉法人等の大規模化・協働化による経営の効率化を推進する。


「社会福祉連携推進法人制度」ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

社会福祉連携推進法人に係る制度概要・実践者インタビューの動画のほか、令和3年度に行われた制度の自治体説明会に係る動画・資料の掲載、通知の随時の更新をしています。

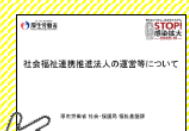
社会福祉連携推進法人制度に関連した動画を公開しました

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。施行に向け、**制度のポイント**や**取組のインタビュー**を動画にまとめましたので、ぜひ、ご視聴ください。



- 1 制度の説明**

社会福祉連携推進法人制度について解説しています。




視聴は [画像をクリック!](#)

または、厚生労働省トップページ「政策について」> 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生涯学習・福祉・介護 > 社会福祉法人制度 > 社会福祉連携推進法人制度

以下の項目を解説しています。

 - 社会福祉法人の現状
 - 社会福祉連携推進法人について
 - 認定所轄庁の役割について
- 2 実践者インタビュー**

社会福祉法人の連携を推進する取組をされている3団体の代表の方にインタビューしています。



視聴は [画像をクリック!](#)

または、厚生労働省トップページ「政策について」> 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生涯学習・福祉・介護 > 社会福祉法人制度 > 社会福祉連携推進法人制度

インタビューはそれぞれ以下のテーマで行いました。

 - 法人間連携による有機的な人材確保・人材育成
 - 保育所経営の現状・課題と法人間連携
 - 社会福祉人材の養成施設としての社会福祉法人との連携の取組

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
社会・援護局福祉基盤課



社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年度から、「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度です。

関連動画

社会福祉連携推進法人制度のポイントや、法人間連携に取り組む実践者にお話を伺い、制度への理解を深めるための動画としてまとめました。社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の取組の推進などが可能となりますので、ぜひ以下の関連動画を視聴のうえ、社会福祉連携推進法人の設立をご検討ください。

- 1 制度の説明**
- 2 実践者インタビュー**

関係法令・通知

社会福祉連携推進

- 認定、確認関係
 - PDF: 社会福祉連携推進法人の認定等について (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知) ① [1MB]
 - Word: (別記様式1~9) 様式例 [80KB]
 - Word: (別記1様式) 資付事前合意書 [42KB]
 - Word: (別記2様式) 委託事業届出書及び労働者募集報告 [52KB]
 - Word: (別記3) 社会福祉連携推進法人定款例 [68KB]
- 会計関係
 - PDF: 「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (No.1)」について (令和4年2月10日事務連絡) [1MB]
 - PDF: 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) ① [561KB]
 - PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準(令和3年11月12日厚生労働省令第177号) ① [263KB]
 - PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知) ① [492KB]
 - PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について (令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知) ① [245KB]

情報配信サービスメルマガ登録

子どものページ

携帯ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

社会福祉連携推進協議会について

- ✓ 令和4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度を含む社会福祉法人の連携方策について、社会福祉連携推進法人の経営者や設立予定者等の関係者による協議を行い、制度のメリットの共有及び制度の普及を図るとともに、今後の制度の展開に資することを目的とする。
- ✓ 令和5年2月9日に令和4年度協議会を開催。8名の実践者による事例の共有や意見交換を行った（認定所轄庁・法人等が参加、最大接続数950）。

協議会概要

■ 協議事項

- (1) 社会福祉連携推進法人制度の推進について
- (2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の推進について
- (3) その他

■ 構成員及び参加者

協議会の構成員は社会福祉連携推進法人及びその認定所轄庁とし、関係団体等をオブザーバーとする。なお、社会福祉連携推進法人の設立予定者等の関係者の参加を可能とする。

令和4年度協議会 動画等（厚労省HP）

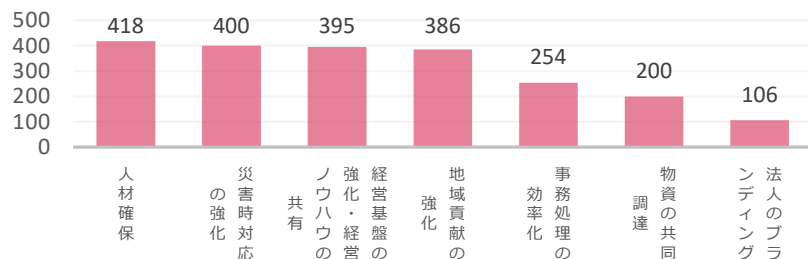
令和4年度協議会当日の、5名の実践者によるプレゼン映像及び8名の実践者によるパネルディスカッションの議事概要を公開しています。

■ HPリンク

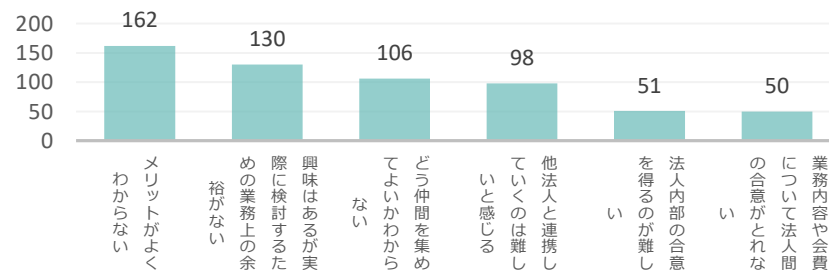
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31924.html

出席法人アンケート結果概要

■ 連携推進法人に期待すること (n=625、複数回答)



■ 連携推進法人の設立のハードル (n=334、複数回答)



社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和5年10月1日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**19法人**。

法人名

(丸数字は設立順)

1. 認定所轄庁
2. 認定年月日

① リガーレ

1. 京都府
2. 令和4年5月10日

⑪ きょうと福祉キャリアサポート

1. 京都府
2. 令和5年2月28日

② リゾムウェル

1. 大阪府
2. 令和4年6月17日

③ 日の出医療福祉グループ

1. 兵庫県
2. 令和4年8月1日

⑥ あたらしい保育イニシアチブ

1. 和歌山県
2. 令和4年11月11日

⑩ 福岡親和会

1. 福岡県
2. 令和5年2月3日

⑰ みらいグループ

1. 福岡県
2. 令和5年7月11日

⑬ 幸輪ホールディングス

1. 福岡県筑後市
2. 令和5年4月1日

⑮ ジョイント&リップル

1. 熊本県熊本市
2. 令和5年5月9日

⑩ 秋田圏域社会福祉連携推進会

1. 秋田県
2. 令和5年8月2日

⑫ さくらグループ

1. 埼玉県
2. 令和5年3月27日

⑤ 一戸共栄会

1. 東京都
2. 令和4年11月4日

⑦ 青海波グループ

1. 東京都
2. 令和4年12月8日

⑨ 園経営支援協会

1. 東京都
2. 令和5年1月30日

④ 光る福祉

1. 千葉県
2. 令和4年10月13日

⑱ キッズファースト

1. 千葉県千葉市
2. 令和5年10月1日

⑭ 乳幼児教育ユニティ

1. 新潟県
2. 令和5年4月3日

⑧ 黎明

1. 岐阜県
2. 令和5年1月27日

⑯ 共創福祉ひだ

1. 岐阜県飛騨市
2. 令和5年6月29日

社会福祉連携推進法人の活用を検討する社会福祉法人に期待すること

地域共生社会への対応

- 地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を構築するため、種別を超えた連携強化の必要性



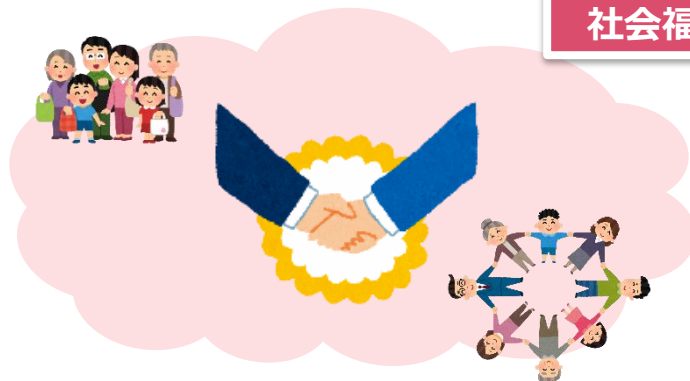
経営基盤強化の必要性

- 人口減少、共同体機能の脆弱化といった地域ニーズの変化に対応して、法人の持続可能な経営基盤を確保する必要性



今後の事業展開を考える上での
選択肢の一つ

社会福祉連携推進法人の設立



同じ思いを持つ法人同士が連携し、創意工夫のある取組を・・・
①できるところから、②小さく始めて、③大きく育てていく！

**1 法人で将来に立ち向かうよりも、連携・協働することで、地域ニーズへの対応力を格段に向上できる。
人口減少等が進む中、地域をより良くするためのプラットフォームとなることを期待。**

→ 厚生労働省としても、好事例を収集し、関係者の皆様の参考となるよう、積極的な情報発信をしていく。